

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 14

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟
TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

今こそ求められている消費者被害防止地域ネットワーク！

最近、悪質な布団の販売業者が警察に相次いで逮捕されたとの報道がありました。道民にとっては警察が身近に感じられるとともに、消費者相談を担当する立場としても非常に心強く感じます。また、これらの報道は、他の悪質業者に対する牽制効果も見られ、道警による悪質業者の摘発や行政が悪質業者名を公表すると、しばらくの間は関連の相談が減少する傾向が見られます。悪質業者もこれらの新聞報道には注視している結果ではないかと考えます。

しかし、警察が悪質業者を摘発したり、行政が業者指導等を行うためには、悪質業者に関する多くの情報の積み重ねに基づき行われていますので、地域の消費者被害の情報はできるだけ警察や道に届くようにすることが重要と感じます。

また、最近では道内の市町村において、SF 商法などによる消費者トラブルの未然防止のため、警察と行政が連携して会場への立入や行政指導によって未然防止が図られたという情報も多数あります。このように地域で警察と行政が連携してスムーズに動くためにも、日頃から住民から速やかに情報が入るシステムが必要であり、そのためにも福祉団体や老人クラブ、町内会などがセンサーの役割をはたす「地域ネットワーク」が必要となっています。住民が一体となって地域を守るネットワークの設置を近隣の未設置市町村に働きかけましょう。

8 月 1 0 日 に 佐 呂 間 高 齢 者 悪 質 訪 問 販 売 対 策 ネットワーク 設 立 ！

佐呂間町では、今年に入りケアマネージャーや介護ヘルパーなどから、一人暮らしの高齢者の悪質訪問販売による大きな被害が報告されたことを契機に、町の保健福祉課などが中心となり、一人暮らしの高齢者を悪質商法の消費者被害から守ることを目的とした「佐呂間町高齢者悪質訪問販売対策ネットワーク」を 8 月 10 日に設立しました。

ネットワークの構成メンバーには、町役場、警察、社会福祉協議会、民生委員児童委員連盟、介護関連団体、自治連合会、老人クラブ連合会、防犯協会などの団体で構成しています。

ネットワークの設立のために尽力された関係者に敬意を表しますとともに、町民の被害を未然に防止し、安全な街づくりに貢献されることを期待しております。

要 注 意

振り込め詐欺に気を付けよう！

[各 年 代]

[北海道警察本部相談課より]

平成18年上半期の振り込め詐欺（架空請求詐欺、融資保証金詐欺、オレオレ詐欺）に関する相談件数は6,180件で前年比8.2%増加しています。

内容別では、融資保証金詐欺とオレオレ詐欺は減少していますが、「架空請求詐欺」は依然として増加しています。十分な注意が必要です。

（平成18年上半期の相談受理件数：件）



振り込め詐欺に関する相談	平成18年	平成17年	前年対比
架空請求詐欺に関する相談	5,428	4,237	+ 1,191
融資保証金詐欺に関する相談	485	741	- 256
オレオレ詐欺に関する相談	267	732	- 465
計	6,180	5,710	+ 470

振り込め詐欺の被害事例

札幌市在住の男性に、法務省管轄機構・民事訴訟管理局の差出名で「契約会社から契約不履行で訴状が出ている」などとした葉書が届き、身に覚えはなかったが、葉書に書かれていた連絡先に電話したところ、弁護士事務所を紹介され、対応した男から「裁判取り下げに金がかかる」と言われ10回にわたり3,700万円を振り込み被害に遭った。



被害予防のアドバイス

- ・身に覚えのない請求葉書は相手方に連絡をせず無視する。不安な場合は警察に相談する。
- ・裁判所からの封書は無視せずに、該当する裁判所の電話番号を調べ内容を確認する。
- ・相手方から電話がかかってきた場合は、毅然と支払義務がないことを伝える。
- ・不審な電話がかかってきたら慌てず、落ち着いて電話を切ったあと、本人に確認する。
- ・融資の申込みをして、保証金を求められたら安易に送金せずに、まず警察に相談する。

[警察ほっと情報より抜粋]

厳 重 注 意 ダイヤを契約させるアポイントメントセールスに注意！

【注意対象：20歳代～30歳代男性】

[北海道立消費生活センターより]

最近、道内各地で「電話による強引な勧誘で高額な宝石の契約をさせられた」などの被害が相次いで発生していますので十分な注意が必要です。

被害事例

職場に「冠婚葬祭・総合ブライダル関係の会社」を騙る電話があり、一方的に話を始めたため断って電話を切ると、再び電話があり何で電話を切るのかと脅かされ、コンビニの駐車場で待ち合わせることを承諾させられた。

待ち合わせ場所に行くと業者の車に乗せられてドアをロックされ、冠婚葬祭や結婚費用、指輪の購入に関する話しを長時間された。

購入を断ると怒り出すため怖くなり、105万円の高額なダイヤの裸石の契約をさせられ、解約しないという確約書も書かせられた。

更に、支払もローンを組むと利息が高いとの理由から、消費者金融から高額な借入れをさせられたが、元々購入の意思がなく支払も困難なため解約したい。



被害予防のポイント

- ・突然、知らない業者から一方的な電話がかかってきたときはハッキリ断る。
- ・断ってもしつこく電話がくる場合は、二度と電話しないように毅然と伝える。
- ・二度と電話しないように伝えても、電話がくる場合は警察に相談する。
- ・知らない業者から呼び出されても、絶対に呼び出しには応じない。
- ・強引に呼び出され契約させられたときは、直ぐ近くの相談窓口や警察、役場に相談する。
- ・脅かされて書かせられた「確約書」には法的な効力はありません。
- ・支払のために消費者金融を紹介されても、毅然と拒否する。
- ・たとえ契約させられても、8日以内はクーリング・オフができます。

厳 重 注 意

ネットワークビジネス（マルチ商法）に気を付けよう！

【対象：20歳以上の大学・短大生、専門学校生など】

[北海道立消費生活センターより]

最近、当センターにネットワークビジネス（マルチ商法）に関する次のような相談が相次いで寄せられています。簡単に儲かる話しはありません。借りたお金も返済できなくなる危険もありますので、勧誘されてもキッパリと断りましょう。

被害事例

大学の構内で、学友から「おもしろいサークル」がある、「儲かる話しがある」などと誘われ、ついていくと学友が多数集まっており、話しを聞くと「ネットワークビジネス（マルチ商法）」の勧誘だった。

入会金を払って会員になると、美容用具のオーナーの権利を獲得でき、美容用具を会社が美容業者に貸し出すことで、使用料の一部がオーナーに支払われるとの話しを商品を見せられながら説明された。

複数の学友から「会員になって新会員を勧誘すると手数料も入るので簡単に儲かる」「消費者金融からの借金も簡単に払える」などと説得され、入会金と商品代金40万円を消費者金融から借りて会員になったが、今後の消費者金融の支払が不安なため解約したい。



被害予防のポイント

- ・友人から目的を告げられないで誘われたときは勧誘の恐れがありますので十分な注意が必要です。
- ・儲け話しには厳重注意。儲けるどころか支払った金額も戻らない危険があります。
- ・自分の儲けのために友人を勧誘することは、友人を利用することになります。
- ・大切な友人に経済負担をかけ、人間関係にヒビがはいることが考えられます。
- ・不本意に契約した場合、クーリング・オフ期間は20日間です。直ぐ相談窓口へ相談。
- ・クーリング・オフしても説得され再勧誘される恐れがあります。再勧誘されたら直ぐ消費者相談窓口や学生課などに相談しましょう。
- ・マルチ商法には、法律に多くの規制があり、勧誘する人が違法行為を行った場合には、行政処分を受けたり逮捕されたりする場合があります。